

第7回熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議要旨

日時：令和5年3月31日（金）午前9時00分～午後0時15分

場所：熊本市役所 議会棟 2階 議運・理事会室

出席者：北園会長、渡辺副会長、棕木委員、田上委員、原島委員、事務局（熊本市5名）

1. 報告事項

1) 第6回専門家会議の振り返りについて

報告事項

- ・「第5回専門家会議の振り返りについて」に関する報告が事務局からあった。

審議事項

- ・「擁壁変状の原因解明について」では、1つの街区の4宅地の擁壁変状の原因は盛土の締固め不足及び市の監理不十分であると考えた。また、B宅地の目地剥がれの原因は、平成26年2月のものについては目地材の経年劣化、平成28年4月のものについては熊本地震であるとの結論に至った。
- ・「現状の擁壁安全性評価について」では、1つの街区の4宅地の擁壁の安定解析について、より現状の土質に即した条件で計算し、これに応じた安全性評価の基準を決定した。

2. 審議事項

1) 擁壁の安全性について（1つの街区の4宅地）

- ・1つの街区の4宅地の擁壁の現状及び将来の安全性について、より現状の土質に即した条件で安定解析を行い、安全性を評価した。
- ・現状の擁壁安全性については、擁壁に作用する力に対して抵抗する力が上回っていることが確認できたため、現状安全であると判断した。
- ・将来の擁壁安全性については、設計時の安全率に満たないこと、また、盛土の締固め不足が確認されたことを踏まえ、経過観察を行った上で再評価が必要であると判断した。

2) 今後の安全性の確保について（1つの街区の4宅地）

- ・1つの街区の4宅地の擁壁の今後の対応として、経過観察の具体的な手法について審議した。
- ・経過観察の対象は1つの街区の4宅地道路境擁壁1箇所、民地境擁壁3箇所とし、観測項目は擁壁定点計測（全箇所）地下水位計測（道路境擁壁のみ）とした。
- ・期間は2年間とし、併せて水抜孔閉塞（民地境擁壁のみ）を実施することとした。

3) 擁壁の法的評価について（1つの街区の4宅地）

- ・1つの街区の4宅地の擁壁変状について、賠償すべき損害（民法第709条の損害）に該当するかを審議した。
- ・現状確認できるのは道路境擁壁の3cmの傾きのみ。傾斜角度0.6度相当であり、擁壁と擁壁との間には隙間がなく、土が漏れるような状況は生じていないことから、擁壁の性能は確保されているため、経済的損害は生じておらず、賠償すべき損害と

は言えないと判断した。

- ・原因行為は生じているものの、現時点においては損害と言える結果が生じていないため、不法行為は成立しないが、将来的な安全性を判断するために経過観察が必要と判断した。

4) 答申(案)について(これまでの審議内容の確認)

- ・答申(案)の章立て及び構成及び骨子について審議した。
- ・「対策にあたっての公金支出について」を「法的構成について」へ修正することとした。